

宮城県海外教育旅行助成金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内の児童、生徒及び学生が海外において人や文化等の交流機会を得、国際的視野を養うことを促進するとともに、渡航需要の拡大を図るほか、教育分野における相互交流を通じたインバウンドの更なる拡大を図るため、海外への教育旅行を実施する県内の学校に対し、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で宮城県海外教育旅行助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(助成金の交付対象者)

第2 助成金の交付対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（宮城県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校（宮城県内にあるものに限る。）（県立学校を除く。以下「学校」という。）とする。

(助成対象となる教育旅行)

第3 助成対象となる教育旅行は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 仙台空港を利用する海外への教育旅行又は仙台空港以外の空港等を利用し、かつ旅行先国・地域の学校との交流活動を実施する海外への教育旅行であること。
- (2) 15名以上の教育旅行であること。
- (3) 事業年度の4月1日から翌年3月20日までの間に実施する教育旅行であること。
- (4) 学校の教員、保護者等のみを対象とした旅行でないこと。
- (5) 他の助成金制度の承認を受けた教育旅行でないこと。

(助成対象経費)

第4 助成対象経費は、第3の要件を満たす教育旅行に係る経費のうち、交通費（航空運賃等を含む）、宿泊費、食事代その他知事が認める経費とする。

(助成金額)

第5 教育旅行1回当たりの助成金の上限額は、別表のとおりとする。ただし、学校が、同一年度内に、同一の国・地域への教育旅行を複数回実施する場合にあっては、助成金の交付は、一つの国・地域当たり1回限りとする。

なお、複数の学校が一つの団体として教育旅行を実施する場合は、助成金は、当該1団体当たりの交付とし、その上限額は別表のとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出部数は1部、その提出期限は、原則として事業実施年度の3月24日までとする。

2 様式第1号は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第7 知事は助成金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは規則第4条の規定により交付の決定を行い、当該申請者に通知する。

2 知事は、助成金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知する。

3 第1項の交付決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(助成金の交付)

第8 知事は、規則第13条に規定する助成金の額の確定後に交付するものとする。その交付に係る請求書の様式は、様式第2号によるものとする。

(助成金に係る経理)

第9 申請者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を交付申請日から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10 知事は、助成金の交付決定後に、申請又は報告の内容に虚偽が認められ不正に助成金を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取消すものとする。既に助成金が支払われている場合は、申請者は取消しに係る助成金を速やかに返還しなければならないものとする。

(事業の終了)

第11 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月9日から施行し、令和6年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該助成金に係る予算が成立した場合に、当該助成金にも適用するものとする。

別表

教育旅行の内容		助成金の上限額
利用する空港等	旅行先国・地域の学校との 交流活動の有無	
仙台空港	有	300,000 円
	無	
仙台空港以外の空港等	有	200,000 円